

社会福祉法人閑谷福祉会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人閑谷福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （3）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （4）評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- （5）報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- （6）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。また、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 常勤役員には、総額6,240万円の範囲内で、勤務形態及び経験年数等 に応じて報酬を支給する。

- 2 常勤役員については、報酬及び退職手当を支給するが、賞与は支給しない。また、非常勤役員及び評議員には、報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。
- 3 常勤の理事が法人の職員を兼ね、法人の職員給与規程に基づく給与等が支給される場合には、当該役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程は適用しない。
- 4 常勤役員に対する退職手当は、常勤役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（報酬等の額の決定）

第4条 法人の常勤役員の報酬月額、別表第1に定めるとおりとし、別表第2に定める上限の範囲内で、理事会が決定した額を支給する。

- 2 常勤役員の退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額とする。
- 3 非常勤役員、評議員に対する報酬については、別表第4に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期及び支給額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が金融機関の休業日にあたるときは、前日に支払う。
 - （2）退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、3か月以内に支給する。
- 2 新たに常勤役員に就任した者には、その月から報酬を支給する。
 - 3 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その月までの報酬を支給する。
 - 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、月の中途における就任、退任、又は解任の場合であって、その月に法人の職員給与規程に基づく給与が支給される場合、報酬は支給しない。
 - 5 非常勤役員、評議員の報酬は、会議への出席等、法人の運営のための業務に当たった都度、支給する。
 - 6 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
 - 7 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった場合は、立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用の弁償）

第6条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、この計算方法は当法人の職員給与規程表通勤手当支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員が職務のため出張したときは、職員旅費規程に基づき旅費を支給する。

（端数の処理）

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- （1）50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- （2）50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

（その他）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（関係規程の廃止）

本規程の施行に従い、「社会福祉法人閑谷福社会役員等報酬規程」は廃止する。

令和元年6月21日 一 部 改 正